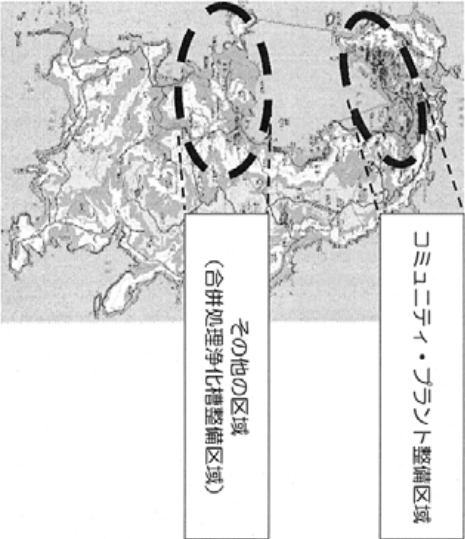


5 住宅及び生活環境の整備 (3) 生活排水処理

生活排水の処理については復旧当初、一島一集落の基本方針により、集落内の地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)の整備が進められてきた。コミュニティ・プラント整備区域以外においては、既存浄化槽の更新や新築住宅への合併処理浄化槽の設置を推進してきた。現在、小笠原村の水流化率は100%となっている。平成元年度から父島の島津地区が第二集落に指定され、新たな集落整備が進んできたため、平成16年度から順次、市町村設置型の合併処理浄化槽設置方式による整備を実施している。

現状と課題

- 生活排水処理施設の計画的な修繕を進めているが、塩害、強烈的な紫外線などにより、施設の老朽化の進行が著しい。
- 平成12年の浄化槽法改正により、既設の単独処理浄化槽の管理者は合併処理浄化槽への転換の努力義務が課せられているが、既にトイシは水流化されていることから、転換があまり進んでいない。
- コミュニティ・プラント整備区域以外では、個別処理方式による合併処理浄化槽の整備を推進していく必要がある。

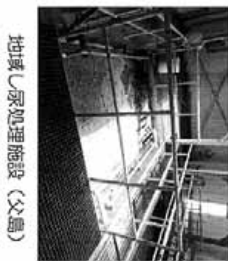


今後5年間の取組

- コミュニティ・プラント整備区域においては、老朽化した処理施設、管渠、電気・機械設備等の計画的な更新及び改良を進め、処理施設の機能向上を図るとともに、汚泥の有効活用・減量対策などを進めること等により環境負荷の低減を図る。【都・村】
- その他の区域(合併処理浄化槽整備区域)については、計画的な合併処理浄化槽の設置を推進し、適正な維持管理を行う。【村】
- 両区域とも、それぞれの処理方式に応じた適正な管理をしていくことで、公衆衛生の向上による清潔な生活環境づくり及び公共用水域の水質汚濁の防止に努める。【村】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
処理施設等の更新・改良	継続				
計画的な合併処理浄化槽の設置・適正な維持管理	継続				



地域し尿処理施設(父島)

5 住宅及び生活環境の整備 (4) ごみ処理

ごみ処理については、父島にクリーンセンター(焼却施設)、母島にリレーセンター(中継施設)を整備し、焼却残さは、父島の管理型処分場で埋立て処分を行っている。また、島しょ部ならではの不利性を抱えながらも、資源物は分別収集を行い、島外のリサイクル業者へ搬出してごみの減量化や資源の有効活用を行っている。

	小笠原村	都全体	島しょ部 全体*
平成24年度リサイクル率	34.4%	23.2%	11.1%

*島しょ部全体は、小笠原村を含む。

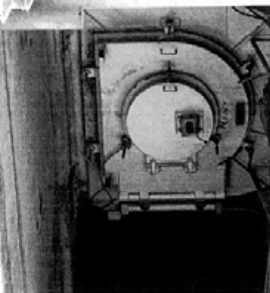
現状と課題

- 既存焼却施設の長寿命化を図るため、より一層ごみの減量化を図るとともに、紙類やちゅうがい類・プラスチック類・小型家電などの資源化を推進する必要がある。
- 焼却施設は依然として機械化バッチ炉での焼却を続けており、焼却管理及び施設維持管理が技術的に困難となってきた上に、費用面での負担も大きくなっている。

父島クリーンセンター



分別作業の様子



機械化バッチ炉

今後5年間の取組

- 資源化中継施設を整備し、住民の意識啓発に努めながら、ごみの一層の減量化、分別収集及びリサイクルの徹底を推進するとともに、本土との広域連携により離島においても持続可能な循環型社会の構築に努める。【村】
- 既存焼却施設の機能の維持及び長寿命化を図るため、計画的な改修を進める。【村】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資源化中継施設の整備			工事	稼働	
住民の意識啓発、ごみの減量化・資源の有効活用徹底	継続				
焼却施設の改修	継続				



母島リレーセンター